

別紙3中、1.(1)⑤ロを次のとおり改める。

ロ 特定更新等工事、集中工事等に伴う料金調整

高速国道及び一般有料道路の特定区間における特定更新等工事、集中工事等を実施するにあたり、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項第7号に定める道路資産の貸付料（以下「貸付料」という。）の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として並行する高速国道及び一般有料道路、並びに特定区間を迂回するために途中流出し、再流入した場合の料金を調整するときには、料金の調整を行う自動車、料金調整額及び実施期間等について事前に届け出るものとする。

別紙3中、1.(1)②ハのうち、

区間 \ 車種	普通車	大型車	特大車
A区間	495.239	742.858	1800.000
B区間	504.855	757.282	1800.000

を、

(イ) 富士吉田南スマートインターチェンジが供用開始する日の前日まで

区間 \ 車種	普通車	大型車	特大車
A区間	495.239	742.858	1800.000
B区間	504.855	757.282	1800.000

(注1) A区間とは、山梨県富士吉田市上吉田（起点）から同県同郡山中湖村山中までの区間を、B区間とは、山梨県南都留郡山中湖村山中から静岡県駿東郡小山町須走（終点）までの区間をいう。

(注2) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-2の自動車の車種区分をいう。

(ロ) 富士吉田南スマートインターチェンジが供用開始の日から

区間 \ 車種	普通車	大型車	特大車
富士吉田～富士吉田南スマート	259.090	389.116	942.857
富士吉田南スマート～山中湖	235.828	353.742	856.481
山中湖～須走	504.855	757.282	1800.000

(注1) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-2の自動車の車種区分をいう。に改める。

別紙3中、1.(2)②ロ(イ)イ)及びロ)のうち、「平成26年4月1日から平成31年3月31日」を「平成26年4月1日から平成32年3月31日」に、「平成29年1月1日から中日本高速道路株式

会社が別に定める日の前日」を「平成29年1月1日から平成31年3月31日」に、「中日本高速道路株式会社が別に定める日から平成31年3月31日」を「平成31年4月1日から平成32年3月31日」に、「平成28年4月1日から平成31年3月31日」を「平成28年4月1日から平成32年3月31日」に改める。

別紙3中、1.(2)⑥イのうち、「(ただし、平成30年8月6日から同年8月17日、平成30年12月31日から平成31年1月11日、及び平成31年4月22日から同年5月10日までの間に該当する日は除く。なお、これらの期間においては(3)ホにより適用することとする。)」を「(ただし、平成31年4月22日から平成31年5月10日、平成31年8月5日から平成31年8月16日、平成31年12月30日から平成32年1月10日及び平成32年4月27日から平成32年5月8日までの間に該当する日は除く。なお、これらの期間においては(3)ホにより適用することとする。)」に改める。

別紙3中、別添3のうち

		静岡
	東名静岡東スマート	3.0
清水	11.0	14.0

を、

		静岡
	日本平久能山スマート	3.0
清水	11.0	14.0

に、

		菊川
	東名静岡東スマート	43.0

を、

		菊川
	日本平久能山スマート	43.0

に、

		秦野SAスマート
	伊勢原北	9.7
伊勢原ジャンクション	2.4	12.1

を、

		秦野SAスマート
	伊勢原大山	9.7
伊勢原ジャンクション	2.4	12.1

に、

		三ヶ日ジャンクション
	伊勢原北	43.0

を、

		三ヶ日ジャンクション
	伊勢原大山	43.0

に改める。